

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和 7 年 1 月 29 日

仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の改正について

資料

1 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

概要	-----	1
改正内容	-----	1 ～ 2
施行日	-----	2

2 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

概要	-----	3
改正内容	-----	3
施行日	-----	3
【参考】 育児・介護休業法の改正内容	-----	4
【参考】 大磯町職員の育児休業等に関する条例（抜粋）	-----	4

仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の改正について

1 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

○概要

国においては、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、民間事業者に対しては、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されるとともに、国家公務員に対しては、令和6年の人事院の公務員人事管理に関する報告に基づき、令和7年1月に人事院規則の改正が予定されています。

大磯町においても、地方公務員法第24条第4項（※）の規定に基づき、国家公務員の措置との権衡を失しないようにすることが求められることから、仕事と生活の両立支援を拡充するための措置を講じるものです。

※ 地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 省略

2・3 省略

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○改正内容

(1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の拡大

子を養育する職員が時間外勤務の制限を請求する場合の対象となる子の範囲を拡大します。

措置の内容	現行	拡大後
時間外勤務の制限	<u>3歳未満の子</u> を 養育する職員	<u>小学校就学前の子</u> を 養育する職員
【参考】 深夜勤務の制限	小学校就学前の子を 養育する職員	小学校就学前の子を 養育する職員

- (2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化
仕事と介護の両立支援のため、次の事項を義務化します。

- ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の個別の周知・意向確認
- イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
- ウ 職場環境の整備

○施行日

令和7年4月1日

※ 人事院規則の施行日とします。

2 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

○概要

国においては、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」が改正されました。

法律の改正に伴い、大磯町職員の育児休業等に関する条例で引用している箇所について、条項ずれが生じることから、所要の措置を講じるものです。

○改正内容

(1) 部分休業の承認に関する引用条項の変更 ＜条項ずれへの対応＞

ア 法改正の内容

育児・介護休業法において、公務員に関する特例について規定している第61条が、法改正後は2つの条に整理され、国家公務員に関する特例は第61条に、地方公務員に関する特例は第61条の2に規定されました。

イ 大磯町職員の育児休業等に関する条例での引用箇所

第21条第3項において、非常勤職員の部分休業を承認するための要件として規定している、育児・介護休業法における条項が変更されたことから、引用する条項を変更します。

ウ 引用条項の変更による影響

引用条項の変更に伴う、部分休業の承認に係る要件の変更はありません。

○施行日

令和7年4月1日

※ 育児・介護休業法の施行日とします。

【参考】育児・介護休業法の改正内容（町関係部分のみ抜粋）

	法改正前	法改正後
法改正の内容	<u>第61条</u> 公務員に関する特例	<u>第61条</u> 国家公務員に関する特例 <u>第61条の2</u> 地方公務員に関する特例
町条例で引用する条項	第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項	第61条の2 第20項
規定内容	<u>地方公務員法第4条第1項に規定する職員（同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第23条第3項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。</u> ※破線部分は、準用規定による読み替え後の内容	地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第23条第3項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。第22項において同じ。）は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

【参考】大磯町職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（部分休業の承認） 第21条 省略 2 省略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が<u>育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
